## 平成25年度事業計画書

平成 25 年 6 月 21 日 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

正会員の行う自己募集その他の取引等(以下「自己募集その他の取引等」という。)について、その取引等を公正かつ円滑なものにし、その取引等の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的として、主に以下の事業を行う。

## 【主な事業内容について】

- 1. 正会員に対する法令、諸規則等の遵守の徹底、教育研修の実施
  - ・ 正会員に対して、金融商品取引法その他の関係法令等及び本協会諸 規則等の周知・啓発並びに遵守の徹底に取り組む。具体的には、研 修基本計画に基づき、正会員の役職員を対象に、義務研修及び任意 研修を実施し、より一層の資質の向上及び投資者保護の徹底を図る。 また、金融庁等の行政当局との意見交換を実施する。
  - ・ 昨年度に続いて、「自己点検報告書」制度を実施し、正会員における 法令等遵守及び投資者保護の意識の一層の徹底を図る。

(研修事業)

- 2. 自主規制規則等の不断の見直し等
  - ・ 金融商品取引法その他の関係法令等の改正や金融商品取引を巡る環境変化に適切に対応するため、自主規制規則の不断の見直しを行い、 その整備を図る。

(調査研究事業)

- 3. 自己募集その他の取引等に関する知識の普及・啓発
  - ・ 自己募集その他の取引等に関する正しい知識の普及・啓発を図るため、取引等に関する投資者向けの Q&A や取引事例集などの充実に取り組む。
  - ・ ふるさと投資プラットフォームの推進に適切に対応するため、行政 当局と連携して HP 上での啓発を実施する。

(広報事業)

## 4. 正会員への支援

- 警察当局及び関係諸団体等との連携を図り、正会員の反社会的勢力 排除に向けた取組みへの必要な支援を行う。
- 正会員が効率的かつ円滑に事業に取り組めるよう、引き続き、コンプライアンス相談室及び税務相談室の運営を行う。
- ・ ふるさと投資プラットフォームの推進に適切に対応するため、匿名 組合契約書、契約締結前交付書面等の各種雛形(モデル)の整備を 行う。
- ・ 米国の外国口座税務コンプライアンス法(通称 FATCA 法)の動きに 適切に対応し、正会員への必要な支援を行う。

(調査研究事業、研修事業)

- 5. 正会員間及び関連団体等との意思疎通の促進等、要望等への取組み
  - ・ 正会員間及び関連する諸団体等との間の意思の疎通及び意見の調整 を図る。併せて、規制緩和等の各種要望についての取組みを行う。 (その他)

6. 自己募集その他の取引等に関する販売実態等の調査

・ 正会員の行う自己募集その他の取引等について、その取引実態を把握することで、自主規制的機能と業界団体的機能の適切な機能発揮に取り組む。併せて、将来の変動的な会費の導入に向けた検討に着手する。

(調査研究事業)

## 7. 財務基盤の安定

・ 当面、正会員数を早期に 100 社とするなどの会員数の増加に向けた 取組みを推進し、本協会の財務基盤の安定を図る。

(その他)

以上